

平成26年5月30日

本文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

1 請求人は、統合失調症、広汎性発達障害(以下、これらの傷病を併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、請求人に対し、障害認定日による請求に対して、平成〇年〇月〇日付で、請求の傷病(統合失調症)による障害の状態が、障害認定日(平成〇年〇月〇日)において、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表の障害程度(障害等級1級及び2級)に該当しないとして、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下、これを「原処分」という。)を行い、予備的事後重症による請求に対して、平成〇年〇月〇日付で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権発生日を同年〇月〇日として、障害等級2級の障害基礎年金を支給する処分をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金は、障害認定日における障害の状態が、国年令別表に定める程度に該当しなければ支給されないことになっている。

2 本件の場合、当該傷病にかかる初診日は、請求人が20歳に到達する前の昭和〇年〇月〇日であり、障害認定日は、請求人の20歳到達日(平成〇年〇月〇日)であること、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が2級に該当することについては、いずれも、当事者間に争いが無いと認められるところ、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、提出されている診断書などの資料に基づいて、それが国年令別表に定める程度(1級又は2級)に該当すると認めることができないかどうかである。

3 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとして、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注:日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であると考えるところ、認定基準「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」をみると、日常生活が著しい制

限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとされ、認定基準第3第1章第8節によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分し、統合失調症による障害で2級に相当すると認められるものの一部例示として、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。また、統合失調症は、予後不良の場合もあり、国年令別表に定める障害の状態に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることがあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもあるので、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮し、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めることとされている。また、発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコ

ミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行い、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定し、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされ、発達障害により障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が掲げられている。

4 そうして、障害年金の裁定請求において、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表の定める程度に該当するかどうかの認定は、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、それが客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところである。したがって、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、その傷病について直接診断を行った医師（歯科医師を含む。以下同じ。）ないし医療機関が診断当時作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診断が行われた当時作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医師の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行わなければならないものと解するのが相当である（以下、以上のような要件を満たす資料を、便宜上、「障害程度認定適格資料」という。）ところ、提出されている全ての資料の中から、その作成者及び記載内容から判断し、本件障害の状態についての障害程度認定適格資料と認められるものを全て挙げると、① a 病院b科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成

○年○月○日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② c病院d科・B医師作成の平成○年○月○日現症に係る同日付診断書（以下「本件請求日診断書」という。）、③ e病院b科・C医師作成の平成○年○月○日付受診状況等証明書、④ f病院b科・D医師作成の平成○年○月○日付受診状況等証明書、⑤ 請求人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳、及び、⑥ 審査官の照会に対するA医師作成の平成○年○月○日付受診状況等回答書及び請求人に係る平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について記載されている診療録であり、これらの他に存しないところ、これらの各資料（以下、それぞれ「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①によれば、障害の原因となった傷病名には統合失調症が掲げられ、発病から現在までの病歴及び治療の経過等は、平成○年○月○日に請求人の母親（E）が陳述したこととして、昭和○年○月頃、強迫症状、幻聴（「F」と母が自分の名を呼ぶ声が学校や家で聞こえる云々）が2か月程続いたり、昭和○年○月f大b科受診し、早期発症の統合失調症の診断で外来加療を受け、その後、服薬調整、生活指導の目的のため平成○年○月○日から同年○月○日まで同大学病院に入院、b科デイケア目的に平成○年○月○日にa病院に紹介され初診、以後定期的に外来及びb科デイケアに通うとされ、診断書作成医療機関における初診時（平成○年○月○日）所見は、強迫観念（お母さんをすぐ下の弟にとられてしまうのではないか）、妄想（もうひとりの自分が、後ろにいて、不安とか悪い事を思わせる）などを認め、統合失調症と思われたとされている。平成○年○月○日現症の障害の状態として、病状又は状態像には、幻覚妄想状態等（幻覚、妄想、強迫観念）があり、具体的には、薬物療法にて、幻聴や妄想は改善されているが、強迫観念は残っており、すぐ下

の弟に対しての嫌悪感を強く持ってしまう、そのために母親離れができず、あたってしまうとされ、日常生活能力の判定では、適切な食事、身辺の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性はいずれも、「（自発的かつ適正に行うことはできないが）助言や指導があればできる」程度で、日常生活能力の程度は、精神障害として、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断され、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用はなく、現時での日常生活活動能力及び労働能力は、母親の援助にてかろうじて日常生活が成り立っており、労働能力は低いと思われるとされ、予後は不詳とされている。しかしながら、資料⑥によれば、A医師は、本件診断書の平成○年○月○日現症についての記載は、当時の診療録から記載したのではなく、平成○年に来院した際の患者や家族からの聴取内容を元にして、診療録を一部参考にして記載したとしており、請求人の受診については、平成○年○月○日は請求人からの電話再診であり、障害認定日前後の受診として、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで、平成○年○月○日、平成○年○月○日から同年○月○日まで、平成○年○月○日である旨回答している。また、添付された請求人に係る平成○年○月○日から平成○年○月○日までの診療録によれば、障害認定日前後の状態についての記載は一切認められず、最も近い時期である平成○年○月○日については電話再診であるとされ、その内容は、「○月下旬に切れている 悪くない。」と記載されていることから、当時において内服薬が同年○月下旬に切れているものの、状態としては悪くなかったことが推察される。また、平成○年○月○日の次の診察は、平成○年○月○日であり、その記載内容は、

請求人が母親と一緒に来院し、症状は出ないが、平成〇年〇月に父親が死亡した、人が説明すると日本語に聞こえず、言っていることが理解できない、その年は3か月働けた、父方祖父母から影響を受けた、同月〇日には、夜だけ内服薬を服用し、家族といるとダメで、3年前に離散、4年近く一人で居ても淋しくなく、いつも外を歩いている、アルバイトについては、人が話し出すと思考停止状態になった、幼稚園の頃からゆがんだ家族だというのが分かってきた、明日は障害年金のことで市役所などと記載されている。この資料①及び資料⑥によれば、請求人は、障害認定日当時において、a病院に通院していたものの、障害認定日当時の状態を記載した診療録はなく、本件診断書現症日の記載は、現症日から16年程経過した平成〇年〇月〇日に来院した際の請求人及び家族の陳述をもとに記載されたものと認めざるを得ない。そうすると、本件障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかについて、本件診断書に基づいて客観的かつ公正、公平に判断することはできないと言わざるを得ない。なお、A医師は、患者やその家族からの聴取内容をもとにして、「診療録を一部参考にして記載した」と回答しているが、既に記載しているように障害認定日当時の状態を記録した診療録はなく、最も古い記録は、障害認定日から5年後の平成〇年〇月〇日であり、次に受診したのは、10年後の平成〇年〇月であることから、診療録のいかなる部分を参考にしたのかも疑問であり、いずれにしても、障害認定日当時において、日常生活能力の判定における適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性の各項目について、具体的にどのような状態にあったかを、本件診断書の記載に基づいて客観的かつ公正、公平に判断することは到底できない。また、資料②は、予備的事後重症に

よる請求として2級を認められた診断書であって、裁定請求日当時の状態について記載されているものであり、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできない。資料③は、当時の診療録より記載したものであり、請求人は、統合失調症のために、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間、e病院に受診していたことが認められるものの、それから4年後に相当する障害認定日当時における本件障害の状態については、判断することができない。資料④によれば、当時の診療録より記載したものとされ、請求人は、発達障害のために、平成〇年〇月〇日にf病院を受診したことが認められるが、本資料によって、請求人の障害認定日当時における本件障害の状態については判断できない。資料⑤によれば、請求人は、〇〇県から平成〇年〇月〇日付で、2級の保健福祉手帳を交付されている。しかしながら、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであるかを判断することはできない。

以上のように、上記の各資料によっても、また、これら複数の資料を併せてみたとしても、障害認定日当時における本件障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかを判断することはできない。

- 5 そうすると、現在提出されている診断書などの資料によって、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態について公正に判断することはできないのであるから、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金を支給しないとする原処分は妥当であり、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。